## (様式: 課税売上割合95%以上かつ課税売上高が5億円以下の場合)

1	施	施設名			
2	脾	<b>引</b> 股者氏名			
3	施	飯設の所在地			
4	抽	甫助事業名			
4	7111	用·叻 孝·承·⁄口			
5	県	<b>具補助金確定額</b> 円			
6	楖	<b>英</b> 要			
(1	)	仕入控除税額( <b>全額控除</b> )			
		県費補助金確定額× 10 / 110 =	0	]	 (返還額)

## (2) 添付書類

- ・課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書(写し)
- ·課税売上割合·控除対象仕入税額等の計算表(写し)
- ・その他参考となる書類
- ※公益法人等は特定収入割合の計算過程が分かる書類

(	様式	<b>弌:一括比例配分方式)</b>						
1	施	設名						
2	開	設者氏名						
3	施	設の所在地						
4	補	助事業名						
5	県	補助金確定額						
		円						
	概							
(	1)	補助対象経費の内訳			課税仕入			<b>∧</b> ⇒1
		区 分		課税売上対応分 (A)	非課税売上対応 分(B)	共通対応分 (C)	非課税仕入	合計 (D)
								(
	経費							(
	の内							(
	訳							(
		合 計		0	0	0	0	(
(	2)	課税売上割合					端数処理した課程 は、課税売上割る 確定申告を行った	合に準ずる割合で
				譲渡等の対価の額) 等の対価の額)(		#DIV/0!	てください。	
			(貝座の酸仮	寺の別 Щの破り (	r <i>)</i>	#D11/0:		
						#DIV/0!	・・・・・・ (G (計算に使用する	
(		支出のうち課税仕入れの占める割合					[ (#19F1-12/11 / W	W/00/634111/
		<b>-括比例配分方式の場合</b> R税仕入(A+B+C)/D=	#DIV/0!	<sub>(H</sub>	)			
	II/	Course (III B 1 C) / B	HD11/ V.	]	,			
(		仕入控除税額( <b>一括比例配分方式</b> ) 費補助金確定額×H× 10 / 110	× G =	#DIV/0!	······(返	還額)		
(	5)	添什書類						

- - ・課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書(写し)
  - ・課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表(写し)
  - ・その他参考となる書類

※公益法人等は特定収入割合の計算過程が分かる書類

(;	様式	<b>亡:個別対応方式)</b>	ı						
1	施	設名							
2	開	設者氏名							
3	施	設の所在地							
4	補	助事業名							
5	県	補助金確定額	円						
	<b>概</b> 1):	<b>要</b> 補助対象経費の内訳							
		区	分		課税売上対応分 (A)	課税仕入 非課税売上対応 分(B)	共通対応分 (C)	非課税仕入	合計 (D)
İ									
	経								
	費の								
	内								
	訳								
		合	計		0	0	0	0	
(2) 課税売上割合 は、課税売上割合に準ずる割合で は、課税売上割合に準ずる割合で 確定申告を行った場合のみ記入し でください。							に準ずる割合で		
				(資産の譲渡	等の対価の額)(	F)	#DIV/0!		
							#DIV/0!	・・・・・・ (G (計算に使用する	) 課税売上割合)
(:	3)	支出のうち課税仕入れ	れの占める割合	<b>à</b>				_	
・個別対応方式の場合									
課税売上対応分 $(A/D) =$									
(4	(4) 仕入控除税額(個別対応方式)   国庫補助金確定額×H× 10 / 110 = #DIV/0! · · · · · (J)   国庫補助金確定額×I× 10 / 110 ×G = #DIV/0! · · · · · (K)   合計(J+K) = #DIV/0! · · · · · · (返還額)								
						·			

## (5) 添付書類

- ・課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書(写し)
- ·課税売上割合·控除対象仕入税額等の計算表(写し)
- ・その他参考となる書類
- ※公益法人等は特定収入割合の計算過程が分かる書類

1	施設名
2	開設者氏名
3	施設の所在地
4	補助事業名
5	具補助金確定 <b>額</b>
	一
6	概要 (①~⑦のうち該当するものを選択ください)
	①消費税の申告義務がない 基準期間における課税売上高(税抜) 円
	②簡易課税方式により申告しているため
	③公益法人等であって、特定収入割合が5%を越えているため 特定収入割合 %
	④補助対象経費に係る消費税を、個別対応方式において、「非課税売上のみに要するもの」として申告しているため
	⑤補助対象経費がすべて人件費等の非課税仕入となっているため
	⑥2割特例を適用し申告している
	⑦その他
	(具体的内容を記載)

- 添付書類
  - ・課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書(写し)
  - ・課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表(写し)
  - ・その他参考となる書類

(様式:返還額が0円の場合)

※公益法人等は特定収入割合の計算過程が分かる書類